

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五十一条及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第六百三十三回）

二 発行の根拠 特別会計に關する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條  
の法律及びそ

三 振替法の適

用等 律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

四 発行方法

五

募方

入決定の

イ

入札競争

各申込みのうち応募額を価格の高い

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てて各申

六

イ

入札競争

額面金額で二兆二千七百六十三

億八千万円

のうち特別会計に関する法律第

四十六條第一項の規定に基づき

発行した割引短期国債について

は、額面金額で一兆八千七百六

十四億円の、財政法第七條第一項、

財融資金法第九條第一項並

びに特別会計に関する法律第八

十三條第一項、

同條第四項、第九條第十五條第

一、第三十七條第十六條第一

項の規定に基づき

発行した政府短期証券に

ついで三十九億八千万円

十億八千万円

の金額で三十九億八千万円

は、発行した金額で三十九億

八千万円

九億八千万円

の金額で三十九億八千万円

十億八千万円

の金額で三十九億八千万円



十 六	十 五	十 四	十 三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十八年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				平成二十九年九月二十日
				ただし、償還期が銀行休業日に
				当たるときは、その翌営業日に
				償還金を支払う。
				償還金額百円につき百円
				日本銀行
				額百円につき百円
				償還金額
				元償還金額
				場所
				者入札参加
				払込期日